

第17回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和3年10月26日（火） 午後1時30分より

会議の場所 一之宮支所 2階 大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第28号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第 4 | 議第136号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 5 | 議第137号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 6 | 議第138号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第139号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第140号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 9 | 議第141号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について |
| 日程第10 | 議第142号 | 農用地利用配分計画（案）について |
| 日程第11 | 議第143号 | 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく適用農地の指定について |

○本日の会議に出席した委員（議席順）

森田高見、上堀昌也、村上博、垣内常宏、下小屋昇、小井戸寿尚、白畑功詞、小坂治重、平井浩成、清水直喜、野尻真人、村上真由美、内木建治、挾間廣一、鴻巣明久、船坂敏幸、田中君代、川上富之

○本日会議に欠席した委員

田口康慈

○本日会議に出席した職員等

事務局長：林篤志、事務局次長：水橋靖、畜産課長：本山秀治、

農地主事：船坂康博、書記：川田健磨、植杉祐貴、

飛騨農林事務所農業普及課：松田勇一、農地相談員：森本和彦

職務代理	<p>ただいまより第17回高山市農業委員会を開催いたします。 本日は田口委員より欠席連絡を受けています。 尚、本日の出席委員は、19名中18名で農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p>
会長	<p>皆さん、ご苦労様でございます。 稲刈り作業も終盤を迎え、自分の家の周りの水田もあと、1～2件を残すだけとなっています。 最近になって、急に冷え込んだ日々が続いていましたが、最近は少し暖かくなった気がします。 今月、5日には役員で、市長と議長へ「意見書」を提出してきました。 話は変わりますが、田口委員さんが9月に脳梗塞で入院されました。今はコロナの影響で病院へはお見舞いに行けないという事で自宅へお見舞を持っていきました。状況は入院した頃とあまり変化はなく、普通にお話はできる状態という事でした。 本日は、眞子様の結婚式という事でTVではその報道ばかりやっていたのですが、大変喜ばしい事で、お祝いを申し上げたいと思います。 本日も、スムーズな進行をお願いしまして挨拶とさせていただきます。</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。 それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。 会長が議長を務め、進行いただきます。</p>
議長	<p>日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。</p>

議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 18番 田中委員と19番 川上委員を指名します。

議長 日程第2 会期の決定について を議題とします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

日程第3 報第28号 農地所有適格法人の報告等について
を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

船坂農地主事 今回は59法人のうち5法人について報告します。
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございます、

- ①法人形態
- ②事業要件
- ③構成員要件
- ④役員要件

について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。
(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)

以上5件について報告いたします。

議長 以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 議第136号 農地法第3条の規定による
権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

植杉書記

今回は、12件の上程です。

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・売買・交換の別、貸借にあつては存続期間を説明)

以上、12件 田畑 24筆 12,632.00㎡についてご審議をお願いいたします。

議

長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議

長

異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定します。

続きまして、日程第5 議第137号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

植杉書記

今回は、3件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明)

以上、3件 田3筆 682.00㎡についてご審議をお願いいたします。

議

長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します

続きまして、日程第6 議第138農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

植 杉 書 記 今回は、12件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

9番の案件については面積規模等から、別途まちづくり条例の手続きが必要。

以上、12件 田 畑 21筆 2,906.83㎡についてご審議をお願いします。

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

小 坂 委 員 5条申請5番について、譲受人が2人いて、同一住所で苗字が違うが、申請上問題はないか。

植 杉 書 記 問題なし。農業会議に確認済。

議 長 5条申請5番、8番について譲受人の持分の記載がないが、登記の時までには、持分を確定させるということで良いか。

植 杉 書 記 その通り。現時点では持分が未確定であり、その場合は記載不要と農業会議に確認済。

議 長 その他ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第7 議第139号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

植 杉 書 記 今回は、1件の上程です。
(案件について、下線表示している計画の変更内容を説明)

以上1件について、ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

小 坂 委 員 建設業以外にモデルハウスを作るところはあるのか。「モデルハウス」という表記で十分ではないか。

植 杉 書 記 農業会議に諮問する際、転用目的への記載に関するマニュアルがあり、それを参考にしている。

船 坂 農地主事 確かに「モデルハウス」という表記でも意味は通じるものと考えるので、農業会議へ確認し、次回の農業委員会総会の際に報告する。

議 長 その他ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定し、次回の総会時にその表記方法について事務局からの報告を求めます。

続きまして、日程第8議第140号 農地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

川田書記 本日は2件の上程です。当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

(各案件について(受人ごとに)認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあっては存続期間及び新規・更新の別を説明。)

以上、田畑8筆 9,919.00 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

続きまして、日程第9議第141号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

川田書記 本日は4件についての上程です。
農地中間管理機構である借人は貸付候補農用地等リストに基づき田畑7筆 16,397.00 m²について、新規10年の使用及び賃貸借権を設定するものです。

以上ご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決

定について、承認とします。

続きまして、日程第10 議第142号 農用地利用配分計画(案)について を議題とします。

事務局の説明を願います。

川田書記

7件についての上程です。

(受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間を説明)

以上、7件についてご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、農用地利用配分計画(案)について、承認とします。

続きまして、日程第11 議第143号 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく適用農地の指定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

船坂農地主事

本日は2件の上程です。

(スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、必要となる資料や取扱基準内の具体的な基準の説明。)

現地については担当地区の農業委員と最適化推進委員により確認を受けています。1番の案件については代表して船坂委員より、2番の案件については代表して川上委員より現地の状況説明を願います。

船坂委員

(現地確認の内容を説明)

川 上 (現地確認の内容を説明)
委 員

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づ
く適用農地の指定について、承認とします。

以上で本日本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意
見等ございませんか。

(発言なし)

議 長 それではこれをもちまして、第17回高山市農業委員会を閉会い
たします。ありがとうございました。

午後2時35分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

田中 君代 委員

川上 富之 委員
